

消防同意の審査に係る運用基準（消防用設備等関係）

※ 当該基準に掲載のない事項については、査察課又は管轄の消防署にご相談ください。

なお、確認申請書（建築物）等が必要となるものについては査察課（島田、吉田及び牧之原消防署管内のものについては、各消防署）、その他のものについては管轄の消防署が相談窓口となります。

目次

- 第1 目的
- 第2 用語例
- 第3 政令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い
- 第4 消防用設備等の設置単位
- 第5 建築物の棟、床面積及び階の取扱い
- 第6 収容人員の算定
- 第7 無窓階の取扱い
- 第8 政令第8条区画
- 第9 高架下建築物等
- 第10 政令別表第1の項目判定等
- 第11 消防用設備等の設置

第1 目的

この基準は、消防法（昭和23年法律第186号）第7条の規定に基づく消防同意の審査に係る必要な事項を定めるとともに、防火対象物の安全性向上に寄与することを目的に定めるものとする。

第2 用語例

- (1) 法とは、消防法（昭和23年法律第186号）をいう。
- (2) 政令とは、消防法施行令（昭和36年政令第37号）をいう。
- (3) 省令とは、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）をいう。
- (4) 危政令とは、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）をいう。
- (5) 危省令とは、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）をいう。
- (6) 建基法とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）をいう。
- (7) 建基政令とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）をいう。
- (8) 建基省令とは、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）をいう。
- (9) 耐火構造とは、建基法第2条第7号に規定するものをいう。
- (10) 準耐火構造とは、建基法第2条第7号の2に規定するものをいう。
- (11) 防火構造とは、建基法第2条第8号に規定するものをいう。

- (12) 防火設備とは、建基法第2条第9号の2ロに規定するものをいう。
- (13) 特定防火設備とは、建基政令第112条第1項に規定するものをいう。
- (14) 防火戸とは、建基政令第109条第1項に規定するものをいう。
- (15) ◆マークは、指導基準を表す。

第3 政令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い

政令別表第1に掲げる防火対象物の項を決定するにあたっては、防火対象物の使用実態、社会通念、規制目的等を考慮して次により行うこと。

なお、項ごとの使用実態等を判断するにあたっては、第3-2表を参考とすること。

1 各項に共通する事項

(1) 同一敷地内に存する2以上の防火対象物は、原則として当該防火対象物(棟)ごとにその実態に応じて政令別表第1に掲げる用途を決定するものであること。ただし、各用途の性格に応じ、主たる用途に従属的に使用される防火対象物にあつては、主たる用途として取り扱うことができる。

(2) 政令第1条の2第2項後段に定める「管理についての権原、利用形態その他の状況により他の用途に供される防火対象物の部分の従属的な部分を構成すると認められるもの」とは、次のア又はイに該当するものをいうものであること。

ア 政令別表第1(1)項から(15)項までに掲げる防火対象物(第3-1表(A)欄に掲げる防火対象物。以下「政令別表防火対象物」という。)の区分に応じ、第3-1表(B)欄に掲げる防火対象物の主たる用途に供される部分(これらに類するものを含む。以下「主用途部分」という。)に機能的に従属していると認められる部分(これらに類するものを含む。以下「従属的な部分」という。)で次の(ア)から(ウ)までに該当するもの

※ 「これらに類するものを含む。」とは、第3-1表(B)欄、(C)欄及び(D)欄に掲げる各部分について、それぞれ用途が近似するものに限定するものではなく、第3-1表(B)欄に掲げる部分に関しては、同欄に例示の部分と同程度に、当該防火対象物の主たる用途に含められるべき部分と判断されれば、第3-1表(C)欄及び(D)欄に掲げる部分に関しては、同欄に例示の部分と同等程度に、当該防火対象物の主たる用途に供される部分に従属するものと社会通念上判断されるものであれば、これらのものをいうものとして取り扱って支障ない。

(ア) 当該従属的な部分についての管理権原を有する者が、主用途部分の管理権原を有する者と同一であること。

a 「主用途部分」とは、防火対象物各用途の目的を果たすために必要不可欠な部分であり、一般的に従属的な部分の面積より大きい部分をいうものであること。ただし、主たる用途に供される部分に機能的に従属していると認められる部分の床面積の合計が、防火対象物の延べ面積に対して相当高い占有率を占める場合についても、機能的に従属する用途に供される部分として取り扱うことができる。

b 「管理権原を有する者が同一である」とは、固定的な消防用設備等、建築構造、建築設備(電気、ガス、給排水、空調等)等の設置、維持又は改修にあたって全般的に権限を行使できる者が同一であることをいう。

(イ) 当該従属的な部分の利用者が、主用途部分の利用者と同一であるか又は密接な関係を有すること。

a 「従属的な部分の利用者が、主用途部分の利用者と同一である」とは、従属的な

部分が主用途部分の勤務者の福利厚生及び利便を目的としたもの又は主用途部分の利用者の利便を目的としたもので、おおむね次の（a）及び（b）に該当し、かつ、第3-1表（C）欄の用途に供されるもの（これらに類するものを含む。）であることをいう。

（a）従属的な部分は、主用途部分から通常の利用に便なる形態を有していること。

（b）従属的な部分は、道路等からのみ直接出入りする形態を有しないものであること。

b 「従属的な部分の利用者が、主用途部分の利用者と密接な関係を有する」とは、従属的な部分が主用途部分と用途上不可欠な関係を有するもので、おおむね前 a（a）及び（b）に該当し、かつ、第3-1表（D）欄の用途に供されるもの（これらに類するものを含む。）であること。

（ウ）当該従属的な部分の利用時間が、主用途部分の利用時間とほぼ同一であること。

「従属的な部分の利用時間が、主用途部分の利用時間とほぼ同一である」とは、主用途部分の勤務者又は利用者が利用する時間（残務整理等のための延長時間を含む。）とほぼ同一であることをいう。

イ 主用途部分の床面積の合計（他の用途と共用される廊下、階段、通路、便所、管理室、倉庫、機械室等の部分の床面積は、主用途部分及び他の独立した用途に供される部分のそれぞれの床面積に応じ按分するものとする。以下同じ。）が当該防火対象物の延べ面積の90パーセント以上であり、かつ、当該主用途部分以外の独立した用途に供される部分の床面積の合計が300平方メートル未満である場合における当該独立した用途に供される部分。ただし、政令別表第1（2）項ニ、（5）項イ、（6）項イ（1）から（3）まで、（6）項ロ及びハ（（6）項ハにあつては、利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）に掲げる用途に供される部分にあつては該当しない。

共用される部分の床面積の按分は、次によること。

なお、原則として先に階の共用部分である（ア）を各階の用途の床面積に応じて按分し、次に全体の共用部分である（イ）を共用される用途の床面積に応じて按分すること。

（ア）廊下、階段、エレベーターシャフト、ダクトスペース等の部分

（イ）防火対象物の広範に共用される玄関、ロビー、機械室、電気室等

（3）政令別表第1に掲げる防火対象物の用途は、イ、ロ、ハ又はニの号ごとに決定するものであること。

同一項のイ、ロ、ハ又はニの用途が混在する場合は、複合用途防火対象物として取り扱うものであること。

（4）昼又は夜によって使用実態が異なる場合は、主として使用される実態によって決定すること。

（5）一般住宅（個人の住居の用に供されるもので寄宿舎、下宿及び共同住宅以外のものをいう。以下同じ。）の用途に供される部分が存する防火対象物については、次により取り扱うものであること。

ア 政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、当該政令別表防火対象物の用途に供される

部分の床面積の合計が 50 平方メートル以下の場合、当該防火対象物は一般住宅に該当するものであること。

イ 政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも大きい場合又は政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、当該政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が 50 平方メートルを超える場合は、当該防火対象物は政令別表防火対象物又は複合用途防火対象物に該当するものであること。

この場合において、政令別表防火対象物の用途が 2 以上存し、かつ、一般住宅が混在する場合については、次のとおりとする。

(ア) 2 以上の政令別表防火対象物の床面積の合計より一般住宅の床面積が大きい場合、一般住宅は独立用途とし、2 以上の政令別表防火対象物を前 (2) イに基づき用途判定する。

a 政令別表防火対象物が単項となる場合は、当該単項と一般住宅の複合用途防火対象物とする。

b 政令別表防火対象物が複合用途となる場合は、当該複合用途と一般住宅の複合用途防火対象物とする。

(イ) 2 以上の政令別表防火対象物の床面積の合計より一般住宅の床面積が小さい場合、一般住宅の床面積は、関連性のある政令別表防火対象物又は床面積が大なる政令別表防火対象物の床面積に加算し、前 (2) イに基づき用途判定する。

a 政令別表防火対象物が単項となる場合は、当該単項の政令別表防火対象物とする。

b 政令別表防火対象物が複合用途となる場合は、当該複合用途防火対象物とする。

ウ 政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計とおおむね等しい場合は、当該防火対象物は複合用途防火対象物に該当するものであること。

なお、「おおむね等しい」とは、政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも大きい場合であって、政令別表防火対象物の床面積が、延べ面積の 55 パーセント以下であるものをいう。

(ア) 一般住宅は、前 (2)、アで定める従属的な部分に含まれないものであること。

(イ) 一般住宅と政令別表防火対象物が長屋形態で連続する場合は、一般住宅の床面積と政令別表防火対象物部分の床面積の合計とで用途を決定すること。

政令別表 防火対象物 A	住宅 B
延べ面積 (200 m ²)	

A が 110 m² を超える場合は、単体用途防火対象物となり、
A が 110 m² 以内の場合は、複合用途防火対象物となる。

(6) 法第 10 条第 1 項で定める危険物製造所、貯蔵所及び取扱所 (以下「危険物施設」という。) は、その利用形態により、政令別表第 1 のいずれかの防火対象物又はそのいずれかの部分

に該当するものであること。

- (7) 政令別表第1に掲げる防火対象物の用途を決定するにあたっては、政令第8条に定める区画の有無を考慮しないものであること。

2 項ごとの適用事項（複合用途防火対象物の取扱い）

- (1) 前1、(2)又は(5)により、政令別表第1(16)項に掲げる防火対象物となるもののうち、次のア及びイに該当するものは、同表(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分（同表(2)項ニ、(5)項イ、(6)項イ(1)から(3)まで、(6)項ロ及びハ（(6)項ハにあっては、利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）を除く。以下(1)において「特定用途部分」という。）が存するものであっても同表(16)項ロに掲げる防火対象物として取り扱うものであること。

この場合、当該特定用途部分は、消防用設備等の設置にあたって（政令第2章第3節を適用する場合に限る。以下同じ。）、主用途部分と同一の用途に供されるものとして取り扱う。

ア 特定用途部分の床面積の合計が、当該防火対象物の延べ面積の10パーセント以下であること。

イ 特定用途部分の床面積の合計が、300平方メートル未満であること。

- (2) 政令第8条に規定する開口部のない耐火構造の壁又は床で区画されている複合用途防火対象物は、消防用設備等の設置にあたって、それぞれ区画された部分ごとに前1、(2)、イ及び前(1)を適用するものであること。

第3-1表

(A) 用途区分	(B) 主 用 途 部 分	機 能 的 に 従 属 す る 用 途 に 供 さ れ る 部 分		備 考
		(C) 勤務者、利用者の利便に供される部分	(D) 密接な関係を有する部分	
(1)項 イ	舞台部、客席、映写室、ロビー、切符売場、出演者控室、大道具・小道具室、衣裳部屋、練習室、舞台装置及び営繕のための作業室	食堂、喫茶室、売店、専用駐車場、ラウンジ、クローク	展示博物室、プレイガイド、プロダクション、観覧場の会議室及びホール	
(1)項 ロ	集会室、会議室、ホール、宴会場、その他上欄を準用する。	食堂、喫茶室、売店、専用駐車場、クローク	展示博物室、図書室、浴室、遊戯室、体育室、遊技室、託児室、サロン、診療室、談話室、結婚式場	
(2)項 イ	客席、ダンスフロアー、舞台部、調理室、更衣室	託児室、専用駐車場、クローク		
(2)項 ロ	遊技室、遊技機械室、作業室、更衣室、待合室、景品場、ゲームコーナー、ダンスフロアー、舞台部、客席	食堂、喫茶室、売店、専用駐車場、クローク、談話室、バー	サウナ室、体育館	
(2)項 ハ	客室、通信機械室、リネン室、物品庫、更衣室、待合室、舞台部、休憩室、事務室	託児室、専用駐車場、売店、クローク		
(2)項 ニ	客室、通信機械室、リネン室、物品庫、更衣室、待合室、舞台部、休憩室、事務室	専用駐車場、売店、クローク、シャワー室、サウナ室		
(3)項 イ	客席、客室、厨房、宴会場、リネン室	専用駐車場、結婚式場、売店、ロビー		
(3)項 ロ	客席、客室、厨房、宴会場、リネン室	専用駐車場、結婚式場、託児室	娯楽室、サウナ室、会議室	
(4)項	売場、荷さばき室、商品倉庫、食堂、事務室	専用駐車場、託児室、写真室、遊戯室、結婚式場、美容室、理容室、診療室、集会室	催物場（展示博物室を含む。）、貸衣裳室、料理・美容等の生活教室、現金自動支払機室	卸売問屋は、原則として本項に該当する。
(5)項 イ	宿泊室、フロント、ロビー、厨房、食堂、浴室、談話室、洗濯室、配膳室、リネン室	娯楽室、バー、ピアガーデン、両替所、旅行代理店、専用駐車場、美容室、理容室、診療室、図書室、喫茶室	宴会場、会議室、結婚式場、売店(連続式形態のものを含む。)、展望施設、プール、遊技室、催物室、サウナ室	
(5)項 ロ	居室、寝室、厨房、食堂、教養室、休憩室、浴室、共同炊事場、洗濯室、リネン室、物置、管理人室	売店、専用駐車場、ロビー、面会室	来客用宿泊室（ゲストルーム）	旅館業法の適用のないものは、当該用途に供するものとして扱う。
(6)項 イ	診療室、病室、産室、手術室、検査室、薬局、事務室、機能訓練室、面会室、談話室、研究室、厨房、付添人控室、洗濯室、リネン室、医師等当直室、待合室、技工室、図書室	食堂、売店、専用駐車場、娯楽室、託児室、理容室、浴室、ティールーム	臨床研究所	病院と同一棟にある看護婦宿舎又は看護学校の部分は、(5)項ロ又は(7)項の用途に供するものとして扱う。
(6)項 ロ	居室、集会室、機能訓練室、面会室、食堂、厨房、診療室、作業室	売店		
(6)項 ハ	居室、集会室、機能訓練室、面会室、食堂、厨房、診療室、作業室	売店		
(6)項 ニ	教室、職員室、遊技室、休養室、講堂、厨房、体育館、診療室、図書室	食堂、売店	音楽教室、学習塾	
(7)項	教室、職員室、体育館、講堂、図書室、会議室、厨房、研究室、クラブ室、保健室	食堂、売店、喫茶室、談話室	学生会館の集会室、合宿施設、同窓会及びPTA 事務室	同一敷地内の独立性の高い施設は、当該用途に供するものとして扱う。(第10、7によること。)

(A) 用途区分	(B) 主 用 途 部 分	機 能 的 に 従 属 す る 用 途 に 供 さ れ る 部 分		備 考
		(C) 勤務者、利用者の利便に供される部分	(D) 密接な関係を有する部分	
(8) 項	閲覧室、展示室、書庫、ロッカー室、ロビー、工作室、保管格納庫、資料室、研究室、会議室、休憩室、映写室、観賞室	食堂、売店、喫茶室、専用駐車場		
(9) 項 イ	脱衣室、浴室、休憩室、体育室、待合室、マッサージ室、ロッカー室、クリーニング室	食堂、売店、専用駐車場、喫茶室、娯楽室、託児室		
(9) 項 ロ	脱衣室、浴室、休憩室、クリーニング室	食堂、売店、専用駐車場、サウナ室(小規模な簡易サウナ)、娯楽室	有料洗濯室	
(10) 項	乗降場、待合室、運転指令所、電力指令所、手荷物取扱所、一時預り所、ロッカー室、仮眠室、救護室	食堂、売店、喫茶室、旅行案内所	理容室、両替所	
(11) 項	本堂、拝殿、客殿、礼拝堂、社務所、集会堂、聖堂	食堂、売店、喫茶室、専用駐車場、図書室	宴会場、厨房、結婚式場、宿泊室(旅館業法の適用のあるものを除く。)、娯楽室	1 結婚式の披露宴会場で、独立性の高いものは本項に該当しない。 2 礼拝堂及び聖堂は、規模、形態にかかわらず本項に該当する。
(12) 項 イ	作業所、設計室、研究室、事務室、更衣室、物品庫、製品展示室、会議室、図書室	食堂、売店、専用駐車場、託児室、診療室		同一敷地内にある独立性の高い施設は、当該用途に供するものとして扱う。
(12) 項 ロ	撮影室、舞台部、録音室、道具室、衣裳室、休憩室、客席、ホール、リハーサル室	食堂、売店、専用駐車場、喫茶室、ラウンジ		客席ホールで興行場法の適用のあるものは、原則として(1)項に該当する。
(13) 項 イ	車庫、車路、修理場、洗車場、運転手控室	食堂、売店		
(13) 項 ロ	格納庫、修理場、休憩室、更衣室	専用駐車場		
(14) 項	物品庫、荷さばき室、事務室、休憩室、作業室(商品保管に関する作業を行うもの)	食堂、売店、専用駐車場、展示室		
(15) 項	事務所 金融機関 官公署 研究所	事務室、休憩室、会議室、ホール、物品庫(商品倉庫を含む。)	食堂、売店、喫茶室、娯楽室、体育室、理容室、専用駐車場、診察室	展示室、展望施設 1 会議室、ホールは規模形態(固定いす、舞台、映写室を有するオーデトリウム形態のものを含む。)を問わず、事業所の主目的に使用するものは原則として本項の主たる用途に供するものとして扱う。 なお、興行場法の適用のあるものは、原則として(1)項に該当する。(以下、本項において同じ。) 2 特定の会員組織で作られた談合等を行うクラブは、本項に該当する。

(A) 用途区分	(B) 主 用 途 部 分	機 能 的 に 従 属 す る 用 途 に 供 さ れ る 部 分		備 考	
		(C)勤務者、利用者の利便に供される部分	(D)密接な関係を有する部分		
(15) 項	新 聞 社	事務室、休憩室、会議室、ホール	食堂、売店、喫茶室、談話室、ロビー、診療室、図書室、専用駐車場	旅行案内室、法律・健康等の相談室	
	区(市)民センター 児 童 館 放課後児童クラブ 簡易児童館 老 人 館	事務室、集会室、談話室、図書室、ホール	食堂、売店、診療室、遊技室、浴室、視聴覚教室、娯楽室、専用駐車場、体育室、トレーニング室	結婚式場、宴会場	老人、児童の収容施設を有するものは、本項に該当しない。
	研 修 所	事務室、教室、体育室	食堂、売店、診療室、喫茶室、談話室、娯楽室、専用駐車場		研修のための宿泊室は、(5)項口の用途に供するものとして扱う。
	観覧席を有しない 体 育 館	体育室、更衣室、控室、浴室	食堂、売店、診療室、喫茶室、専用駐車場	映写室、図書室、集会室、展示博物室	主として体育競技に使用されるもので、小規模な観覧席(選手控席的なもの)を有するものは、本項に該当する。

第3-2表

項	定義	該当用途例	補足事項
(1) 項イ	<p>1 劇場とは、主として演劇、舞踊、音楽等を鑑賞する目的で公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。</p> <p>2 映画館とは、主として映画を観賞する目的で公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。</p> <p>3 演芸場とは、落語、講談、漫才、手品等の演芸を観賞する目的で、公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。</p> <p>4 観覧場とは、スポーツ、見せ物等を観賞する目的で公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。</p>	<p>客席を有する各種競技施設（野球場、相撲場、競馬場、競輪場、競艇場、体育館等）、寄席</p>	<p>1 本項の防火対象物は、だれでも当該防火対象物で映画、演劇、スポーツ等を観賞できるものであること。</p> <p>2 客席には、いす席、座り席、立席が含まれるものであること。</p> <p>3 小規模な選手控席のみを有する体育館は、本項に含まれないものであること。</p> <p>4 事業所の体育施設等で公衆に観覧させないものは、本項の防火対象物として取り扱わないものであること。</p>
(1) 項ロ	<p>1 公会堂とは、原則として舞台及び固定いすの客席を有し、主として映画、演劇等興行的なものを観賞し、これと並行してその他の集会、会議等多目的に公衆の集合する施設であって、通常国又は地方公共団体が管理するものをいう。</p> <p>2 集会場とは、原則として舞台及び固定いすの客席を有し、主として映画、演劇等興行的なものを観賞し、これと</p>	<p>区民会館、市民会館、福祉会館、音楽室、貸ホール、貸講堂、貸会議室、葬祭場</p>	<p>1 興行的なものとは、映画、演劇、演芸、音楽、見せ物、舞踊等娯楽的なものが反覆継続されるものをいう。 なお、反覆継続とは、月5日以上行われるものをいう。</p> <p>2 貸会議室については、舞台及び固定いすの客席を有していないものであっても、主として映画、演劇等興行的なものを観賞し、これと並行してその他の集会、会議等多目的に公衆の集合する用途に供しているものにあつては、本項に該当するものであること。</p>

	<p>並行してその他の集会、会議等多目的に公衆の集合する施設であって、通常国又は地方公共団体以外の者が管理するものをいう。</p>		
<p>(2) 項イ</p>	<p>1 キャバレーとは、主として洋式の設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食をさせる施設をいう。</p> <p>2 カフェーとは、主として洋式の設備を設けて客を接待して客に遊興又は飲食をさせる施設をいう。</p> <p>3 ナイトクラブとは、主として洋式の設備を設けて客にダンスをさせ、客に飲食をさせる施設をいう。</p>	<p>クラブ、バー、サロン、ホストクラブ</p>	<p>1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号）で定める洋式の設備は次によることとしている。</p> <p>(1) キャバレー又はナイトクラブの客席の面積は66㎡以上であり、キャバレー又はナイトクラブの踊場の有効面積は客席の5分の1以上であること。</p> <p>(2) カフェーの客席は16.5㎡以上であること。</p> <p>2 客を接待することとは、客席において接待を行うもので、カウンター越しに接待を行うことは含まないものであること。</p>

<p>(2) 項ロ</p>	<p>1 遊技場とは、設備を設けて客に囲碁、将棋、マージャン、パチンコ、撞球、スマートボール、チェス、ビンゴ、ボーリングその他の遊技又は競技を行わせる施設をいう。</p> <p>2 ダンスホールとは、設備を設けて客にダンスをさせる施設をいう。</p>	<p>ボーリング場、パチンコ店、スマートボール場、撞球（ビリヤード）場、ビンゴ場、射的場、ゴーゴー喫茶、ディスコ、ダンス教習所、カラオケ施設</p>	<p>1 遊技場で行う競技は、娯楽性のある競技であること。</p> <p>2 ダンスホールの踊場は、おおむね 100 m²以上であること。</p> <p>3 ダンス教習所は、その踊場がおおむね 66 m²以上であり、ダンスホールにも使用される教習所をいうものであること。</p> <p>4 ディスコとは、大音響装置を設けてストロボ照明等の中で客にダンスを行わせるディスコホールを有するものをいう。</p> <p>5 カラオケ施設とは、カラオケボックス等を設置し、営業を行う（2）項ニ以外の施設をいう。</p>
<p>(2) 項ハ</p>	<p>1 性風俗関連特殊営業を営む店舗とは、店舗形態を有する性風俗関連特殊営業のことをいい、店舗形態を有しないものは含まれない。</p> <p>2 その他これに類するものとして総務省令で定めるものとは、電話以外の情報通信に関する機器（映像機器等）を用いて異性を紹介する営業を営む店舗及び異性以外の客に接触する役務を提供する営業を営む店舗をいう。</p>	<p>性感マッサージ、イメージクラブ、ファッションヘルス、SMクラブ、のぞき部屋（興行場法の適用のないもの）、レンタルルーム（異性同伴）、アダルトビデオレンタルショップ、セリクラ、出会い系喫茶</p>	<p>1 店舗型性風俗関連特殊営業のうち、ストリップ劇場（（1）項イ）、テレフォンクラブ及び個室ビデオ（（2）項ニ）、アダルトショップ（（4）項）、ラブホテル及びモーテル（（5）項イ）、ソープランド（（9）項イ）等既に令別表第1（1）項から（14）項までに掲げる各用途に分類されているものについては、本項として取り扱わない。</p> <p>2 店舗型性風俗特殊営業とは、「令別表第一の改正に伴う消防法令の運用について（平成 15 年 2 月 21 日付け消防予第 55 号）」（最終改正 平成 22 年 9 月 16 日付け消防予第 423 号）通知中、第 1、2（4）に該当するものをいう。</p> <p>3 省令第 5 条第 1 項第 1 号に規定する店舗で電話以外の情報通信に関する機器（映像機器等）を用いて異性を紹介する営業を営む店舗とは、いわゆるセリクラ（店舗形態を有するものに限る。）のことをいう。</p>

<p>(2) 項ニ</p>	<p>1 その他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるものとは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 個室（これに類する施設を含む。）において、インターネットを利用させ、又は漫画を閲覧させる役務を提供する業務を提供する業務を営む店舗</p> <p>(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業を営む店舗</p> <p>(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令第2条第1号に規定する興行場（客の性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の映像を見せる興行の用に供するものに限る。）</p>	<p>カラオケボックス、漫画喫茶、複合カフェ（個室（これに類する施設を含む。以下同じ。）を設け、インターネット利用等のサービスの提供を行う店舗）、テレフォンクラブ、個室ビデオ等（以下「カラオケボックス等」という。）</p>	<p>1 一の防火対象物に当該個室が一しかないものは含まれない。</p> <p>2 これに類する施設とは、通常の使用状態において相互に見とおすことができない程度の高さの間仕切りを設けた施設等をいうものであること。</p>
---------------	---	---	--

<p>(3)項イ</p>	<p>1 待合とは、主として和式の客室を設けて、原則として飲食物を提供せず、芸妓、遊芸かせぎ人等を招致し、又はあっせんして客に遊興させる施設をいう。</p> <p>2 料理店とは、主として和式の客席を設けて、客を接待して飲食物を提供する施設をいう。</p> <p>3 その他これらに類するものとは、実態において待合や料理店と同視すべきものをいう。</p>	<p>茶屋、料亭、割烹</p>	
<p>(3)項ロ</p>	<p>飲食店とは、客席において客にもっぱら飲食物を提供する施設をいい、客の遊興又は接待を伴わないものをいう。</p>	<p>喫茶店、スナック、結婚披露宴会場、食堂、そば屋、すし屋、レストラン、ビアホール、スタンドバー、ライブハウス</p>	<p>1 飲食物を提供する方法には、セルフサービスを含むものであること。</p> <p>2 ライブハウスとは、客席(全ての席を立見とした場合を含む。)を有し、多数の客に生演奏等を聞かせ、かつ、飲食の提供を伴うものをいう。</p>

<p>(4)項</p>	<p>1 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗とは、店舗において客に物品を販売する施設をいう。</p> <p>2 展示場とは、物品を陳列して不特定多数の者に見せ、物品の普及、販売促進等に供する施設をいう。</p>	<p>魚店、肉店、米店、パン店、乾物店、衣料店、洋服店、家具店、電気器具店等の小売店舗、店頭において販売行為を行う問屋、卸売専門店、営業用給油取扱所、スーパーマーケット、展示を目的とする産業会館、博覧会場、見本市会場、薬局、薬店、レンタルショップ（物品販売を伴うものに限る。）</p>	<p>1 物品販売店舗は、大衆を対象としたものであり、かつ、店構えが当該店舗内に大衆が自由に出入りできる形態を有するものであること。</p> <p>2 店頭で物品の受渡しを行わないものは物品販売店舗には含まれないものであること。</p> <p>3 アダルトビデオレンタルショップについては、(2)項ハに該当するものであり、物品販売を伴わないレンタルショップについては、(15)項に該当するものであること。</p>
<p>(5)項イ</p>	<p>1 旅館とは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が和式のものをいう。</p> <p>2 ホテルとは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が洋式のものをいう。</p> <p>3 宿泊所とは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が多人数で共用するように設けられているものをいう。</p>	<p>保養所、ユースホステル、山小屋、ロッジ、貸研修所の宿泊室、青年の家、モーテル</p>	<p>1 宿泊施設には、会員制度の宿泊施設、事業所の福利厚生を目的とした宿泊施設、特定の人を宿泊させる施設等であっても旅館業法の適用があるものが含まれるものであること。</p> <p>2 宿泊とは、宿泊が反覆継続され、社会性を有するものであること。</p> <p>3 事業所専用の研修所で事業所の従業員だけを研修する目的で宿泊させる施設は、宿泊所に含まれないものであること。</p> <p>なお、この場合は、旅館業法の適用がないものであること。</p> <p>4 宿泊が可能であるかどうかは、次に掲げる条件を勘案すること。</p> <p>(1) 特定多数の者の宿泊が継続して行われていること。</p> <p>(2) ベッド、長いす、リクライニングチェア、布団等の宿泊に用いることが可能な設備、器具等があること。</p> <p>(3) 深夜営業、24時間営業等により夜間も客が施設にいること。</p> <p>(4) 施設利用に対して料金を徴収していること。</p>

<p>(5)項ロ</p>	<p>1 寄宿舍とは、官公庁、学校、会社等が従業員、学生、生徒等を集団的に居住させるための施設をいい、宿泊料の有無を問わないものであること。</p> <p>2 下宿とは、1か月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて宿泊させる施設をいう。</p> <p>3 共同住宅とは、住宅として用いられる2以上の集合住宅のうち、居住者が廊下、階段、エレベーター等を共用するもの(構造上の共用部分を有するもの)をいう。</p>	<p>寮、事業所専用の研修のための宿泊所</p>	<p>1 共同住宅は、便所、浴室、台所等が各住戸ごとに存在することを要せず、分譲、賃貸の別を問わないものであること。</p> <p>2 廊下、階段等の共用部分を有しない集合住宅は、長屋であり、共同住宅として扱わないものであること。</p>
<p>(6)項イ(1)</p>	<p>次のいずれにも該当する病院(火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして総務省令で定めるものを除く。)</p> <p>(i) 診療科名中に特定診療科名(内科、整形外科、リハビリテーション科その他の総務省令で定める診療科名をいう。(6)項イ(2)(i)において同じ。)を有すること。</p> <p>(ii) 医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床又は同項第5号に規定する一般病床を有すること。</p>	<p>医院、クリニック</p>	<p>1 病院とは、医師又は歯科医師が公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、患者20人以上の収容施設を有するものをいう。</p> <p>2 診療所とは、医師又は歯科医師が公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、患者の収容施設を有しないもの又は患者19人以下の収容施設を有するものをいう。</p> <p>3 助産所とは、助産婦が公衆又は特定多数人のため助産業務(病院又は診療所で行うものを除く。)を行う場所であって、妊婦産婦又はじょく婦の収容施設を有しないもの又は9人以下の収容施設を有するものをいう。</p> <p>4 保健所は、地域における公衆衛生の向上及び増進を目的とする行政機関であって、本項に含まれないものであること。</p> <p>5 あん摩マッサージ指圧施術所、はり施術所、きゅう施術所、柔道整復施術所は、本項に含まれない。</p>

(6)項イ(2)	次のいずれにも該当する診療所 (i) 診療科名中に特定診療科名を有すること。 (ii) 4人以上の患者を入院させるための施設を有すること。		
(6)項イ(3)	病院((6)項イ(1)に掲げるものを除く。)、患者を入院させるための施設を有する診療所((6)項イ(2)に掲げるものを除く。)又は入所施設を有する助産所		
(6)項イ(4)	患者を入院させるための施設を有しない診療所又は入所施設を有しない助産所		
(6)項ロ(1)	1 老人短期入所施設		65歳以上の者であって、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となった者を短期間入所させ、養護することを目的とする施設をいう(老人福祉法第20条の3)。
	2 養護老人ホーム		65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な者を入所させ、養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とする施設をいう(老人福祉法第20条の4)。
	3 特別養護老人ホーム		65歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者を入所させ、養護することを目的とする施設をいう(老人福祉法第20条の5)。

<p>4 軽費老人ホーム（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第1項に規定する要介護状態区分が避難が困難な状態を示すものとして省令第5条第3項で定める区分に該当する者（以下第1－2表において「避難が困難な要介護者」という。）を主として入居させるものに限る。）</p>		<p>無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設をいう（老人福祉法第20条の6）。</p>
<p>5 有料老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）</p>		<p>老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他日常生活上必要な便宜を供与をする事業を行う施設をいう（老人福祉法第29条）。</p>
<p>6 介護老人保健施設</p>		<p>要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設をいう（介護保険法第8条第27項）。</p>
<p>7 老人福祉法第5条の2第4項に規定する老人短期入所事業を行う施設</p>		<p>65歳以上の者であつて、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となった者を特別養護老人ホームその他の厚生労働省令で定める施設に短期間入所させ、養護する事業をいう（老人福祉法第5条の2第4項）。</p>
<p>8 老人福祉法第5条の2第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。）</p>		<p>65歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものを、これらの者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、これらの者の選択に基づき、これらの者の居宅において、又は機能訓練等の便宜を適切に供与できるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜を供与する事業をいう（老人福祉法第5条の2第5項）。</p>
<p>9 老人福祉法第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事</p>		<p>65歳以上の者であつて、認知症であるために日常生活を営むのに支障があるものを、共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活</p>

	業を行う施設		上の援助を行う事業をいう（老人福祉法第5条の2第6項）。
	10 その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの		<p>1 避難が困難な要介護者を主として入居させ、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設（（6）項イに掲げるものを除く。）。</p> <p>2 避難が困難な要介護者を主として宿泊させ、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設（（6）項イに掲げるものを除く。）。</p>
（6）項口（2）	救護施設		身体上又は精神上著しい欠陥があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設をいう（生活保護法第38条第2項）。
（6）項口（3）	乳児院		乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要がある場合には、幼児を含む。）を入院させ、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう（児童福祉法第37条）。
（6）項口（4）	障害児入所施設		児童福祉法第42条に規定する施設をいう。
（6）項口（5）	1 障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項に規定する障害者又は同条第2項に規定する障害児であって、同条第4項に規定する障害支援区分が避難が困難な状態を示すものとして省令第5条第5項で定める区分に該当する者（以下第1－2表において「避難が困		障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設（のぞみの園及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項の厚生労働省令で定める施設を除く。）をいう（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項）。

	難な障害者等」という。)を主として入所させるものに限る。)	
	2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第8項に規定する短期入所を行う施設	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第8項)。
	3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第17項に規定する共同生活援助を行う施設(避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。(6)項ハ(5)において「短期入所等施設」という。)	障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行う施設をいう(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第17項)。
(6) 項ハ(1)	1 老人デイサービスセンター	65歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるもの(養護者を含む。)を通わせ、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、介護方法の指導等の便宜を供与することを目的とする施設をいう(老人福祉法第20条の2の2)。
	2 軽費老人ホーム((6)項ロ(1)に掲げるものを除く。)	無料又は低額な料金で、老人を入所させ食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設をいう(老人福祉法第20条の6)。
	3 老人福祉センター	無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設をいう(老人福祉法第20条の7)。

4 老人介護支援センター		地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その者を現に養護する者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、主として居宅において介護を受ける老人又はその者を現に養護する者と市町村、老人居宅生活支援事業を行う者、老人福祉施設、医療施設、老人クラブその他老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者等との連絡調整その他の厚生労働省令で定める援助を総合的に行うことを目的とする施設をいう（老人福祉法第20条の7の2）。
5 有料老人ホーム（（6）項ロ（1）に掲げるものを除く。）		老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他日常生活上必要な便宜を供与する事業を行う施設をいう（老人福祉法第29条）。
6 老人福祉法第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業を行う施設		65歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるもの（養護者を含む。）を、特別養護老人ホームその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、これらの者につき入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、介護方法の指導その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業をいう（老人福祉法第5条の2第3項）。
7 老人福祉法第5条の2第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（（6）項ロ（1）に掲げるものを除く。）		65歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものを、これらの者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、それらの者の選択に基づき、それらの者の居宅において、又は機能訓練等の便宜を適切に供与できるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜を供与する事業をいう（老人福祉法第5条の2第5項）。
8 その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの		老人に対して、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設（（6）項イ及びロ（1）掲げるものを除く。）。
(6) 項ハ（2）	更生施設	身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設をいう（生活保護法第38条第3項）。

(6) 項ハ(3)	1 助産施設	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設をいう（児童福祉法第36条）。
	2 保育所	日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設をいう（児童福祉法第39条）。
	3 幼保連携型認定こども園	義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設置される施設をいう（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項）。
	4 児童養護施設	乳児を除いて、保護者のいない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設をいう（児童福祉法第41条）。
	5 児童自立支援施設	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう（児童福祉法第44条）。
	6 児童家庭支援センター	地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、第26条第1項第2号及び第27条第1項第2号の規定による指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整その他厚生労働省令の定める援助を総合的に行うことを目的とする施設をいう（児童福祉法第44条の2）。

	7 児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業を行う施設	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、厚生労働省令で定めるところにより、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業を行う施設をいう（児童福祉法第6条の3第7項）。
	8 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業を行う施設	乳児又は幼児であつて、市町村が第24条第1項に規定する児童に該当すると認めるものについて、家庭的保育者（市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が行う研修を修了した保育士その他の厚生労働省令で定める者であつて、これらの乳児又は幼児の保育を行う者として市町村長が適当と認めるものをいう。以下同じ。）の居宅その他の場所において、家庭的保育者による保育を行う事業を行う施設をいう（児童福祉法第6条の3第9項）。
	9 その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの	業として乳児若しくは幼児を一時的に預かる施設又は業として乳児若しくは幼児に保育を提供する施設（（6）項口に掲げるものを除く。）。
(6) 項ハ(4)	1 児童発達支援センター	児童福祉法第43条に規定する施設をいう。
	2 児童心理治療施設	軽度の情緒障害を有する児童を短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう（児童福祉法第43条の2）。
	3 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援を行う施設	障害児につき、児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう（児童福祉法第6条の2の2第2項）。
	4 児童福祉法第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービスを行う施設（児童発達支援センターを除く。）	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与する施設をいう（児童福祉法第6条の2の2第4項）。

(6) 項ハ(5)	1 身体障害者福祉センター	無料又は低額な料金で、身体障害者に関する各種の相談に応じ、身体障害者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設をいう(身体障害者福祉法第31条)。
	2 障害者支援施設((6)項ロ(5)に掲げるものを除く。)	障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設(のぞみの園及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項の厚生労働省令で定める施設を除く。)をいう(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項)。
	3 地域活動支援センター	障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第25項)。
	4 福祉ホーム	現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用せるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設をいう(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第26項)。
	5 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項に規定する生活介護、同条第8項に規定する短期入所、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援、同条第14項に規定する就労継続支援若しくは同条第17項に規定する共同生活援助を行う施設(短期入所等施設を除く。)	<p>1 生活介護 常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定める者につき、主として昼間において、障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設において行われる入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項)。</p> <p>2 短期入所 居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第8項)。</p> <p>3 自立訓練 障害者につき、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、厚生労働省令で定める期間にわたり、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう(障害者の日常</p>

			<p>生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第12項)。</p> <p>4 就労移行支援 就労を希望する障害者につき、厚生労働省令で定める期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第13項)</p> <p>5 就労継続支援 通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第14項)。</p> <p>6 共同生活援助 地域において共同生活を営むのに支障のない障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行うことをいう(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第17項)。</p>
(6)項ニ	<p>1 幼稚園とは、幼児を保育し、適当な環境を与えてその心身の発達を助長することを目的とする学校をいう。</p> <p>2 特別支援学校とは、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。)に対して幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施し、障害による学習上、生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校をいう。</p>		<p>幼稚園とは、地方公共団体の認可にかかわらず、その実態が幼児の保育を目的として設けられた施設で足りるものであること。</p>

<p>(7) 項</p>	<p>1 小学校とは、心身の発達に応じて初等教育を施すことを目的とする学校をいう。</p> <p>2 中学校とは、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて中等教育を施すことを目的とする学校をいう。</p> <p>3 高等学校とは、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて高等普通教育及び専門教育を施すことを目的とする学校をいう。</p> <p>4 高等専門学校とは、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする学校をいう。</p> <p>5 中等教育学校とは、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、中等普通教育並びに高等普通教育及び専門教育を一貫して施すことを目的とする学校をいう。</p> <p>6 大学とは、学術の中心として広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする学校をいう。</p> <p>7 専修学校とは、職業若しくは実生活</p>	<p>消防学校、消防大学校、自治大学校、警察学校、警察大学校、理容学校、美容学校、洋裁学校、タイピスト学校、外語学校、料理学校、防衛大学校、防衛医科大学校、自衛隊学校、看護学校、看護助産学校、臨床検査技師学校、視能訓練学校、農業者大学校、水産大学校、海技大学校、海員学校、航空大学校、航空保安大学校、海上保安学校、建設大学校、学習塾、予備校</p>	<p>1 学校教育法では、専修学校は修業年限が1年以上であり、教育を受ける者が40名以上であり、校舎面積が130㎡以上とされている。</p> <p>2 学校教育法では、各種学校は修業年限が1年以上(簡易に修得することができる技術、技芸等の課程にあつては3箇月以上1年未満)であり、校舎面積が原則として115.7㎡以上とされている。</p> <p>3 同一敷地内にあつて教育の一環として使用される講堂、体育館、図書館は学校に含まれる。</p> <p>4 学習塾、予備校については、当該用途部分の床面積の合計が115.7㎡以上のものを本項として取り扱い、115.7㎡未満のものにあつては(15)項として扱う。</p>
--------------	---	--	--

	<p>に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的とする学校をいう。</p> <p>8 各種学校とは、前1から7までに掲げる学校以外のもので学校教育に類する教育を行う学校をいう（他の法令で定めるものを除く。）。</p> <p>9 その他これらに類するものとは、学校教育法に定める以外のもので、学校教育に類する教育を行う施設をいう。</p>		
<p>(8) 項</p>	<p>1 図書館とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、又は保存して、一般の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設をいう。</p> <p>2 博物館及び美術館とは、歴史、美術、民俗、産業及び自然科学に関する資料を収集し、保管(育成を含む。)し、又は展示して教育的配慮のもとに一般利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するための施設をいう。</p> <p>3 その他これらに類するものとは、博物館法で定める博物館又は図書館以外のもので、図書館及び博物館と同等のものをいう。</p>	<p>郷土館、記念館</p>	

(9) 項イ	<p>1 蒸気浴場とは、蒸気浴を行う公衆浴場をいう。</p> <p>2 熱気浴場とは、電熱器等を熱源として高温低湿の空気を利用する公衆浴場をいう。</p> <p>3 その他これらに類するものとは、公衆浴場の施設として個室を設け、当該個室において異性の客に接触する役務を提供するものをいう。</p>		<p>公衆浴場は、浴場経営という社会性のある施設であって、家庭の浴場を親類、友人に利用させる場合又は近隣の数世帯が共同して浴場を設け利用している場合は含まれないものであること。</p>
(9) 項ロ	(9)項イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場をいう。	銭湯、鉱泉浴場、砂湯	<p>1 (9)項イに同じ。</p> <p>2 本項の公衆浴場は、温湯、潮湯、温泉等を使用して公衆を入浴させるものであること。</p>
(10)項	<p>1 車両の停車場とは、鉄道車両の駅舎(プラットフォームを含む。)、バスターミナルの建築物等をいうが、旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限定されるものであること。</p> <p>2 船舶又は航空機の発着場とは、船舶の発着するふ頭、航空機の発着する空港施設等をいうが、旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限定されるものであること。</p>		
(11)項	<p>神社、寺院、教会その他これらに類するものとは、宗教の教養を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする施設をいう。</p>		

<p>(12)項イ</p>	<p>工場又は作業場とは、機械又は道具を使用して物の製造、改造、加工、修理、洗浄、選別、包装、装飾、仕上、仕立、破壊又は解体を行う施設をいう。</p> <p>1 工場とは、物の製造又は加工を主として行うところで、その機械化が比較的高いものをいう。</p> <p>2 作業場とは、物の製造又は加工を主として行うところで、その機械化が比較的低いものをいう。</p>	<p>宅配専門ピザ屋、給食センター(学校と敷地を異にするもの)</p>	
<p>(12)項ロ</p>	<p>映画スタジオ又はテレビスタジオとは、大道具や小道具を用いてセットを作り、映画フィルム又はテレビ若しくはそれらのビデオテープを作成する施設をいう。</p>		
<p>(13)項イ</p>	<p>1 自動車車庫とは、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項で定める自動車(原動機付自転車を除く。)を運行中以外の場合に専ら格納する施設をいう。</p> <p>2 駐車場とは、自動車を駐車させる、すなわち客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により継続的に停車させる施設をいう。</p>		<p>1 自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)第2条の保管場所となっている防火対象物が含まれるものであること。</p> <p>2 自動車車庫又は駐車場は、営業用又は自家用を問わないものであること。</p> <p>3 事業所の従属的な部分とみなされる駐車場及び自動車車庫は、本項に含まれないものであること。</p>

(13)項ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫とは、航空の用に供することができる飛行機、滑空機、飛行船、ヘリコプターを格納する施設をいう。		
(14)項	倉庫とは、物品の滅失若しくは損傷を防止するための工作物であって、物品の保管の用に供するものをいう。		
(15)項	その他の事業場とは、(1)項から(14)項までに掲げる防火対象物以外の事業場をいい、営利的事業であると非営利的事業であることを問わず事業活動の専ら行われる一定の施設をいう。	官公署、銀行、事務所、取引所、理容室、美容室、ラジオスタジオ、発電所、変電所、ごみ処理場、火葬場、ゴルフ練習場、卸売市場、写真館、保健所、新聞社、電報電話局、郵便局、畜舎、研修所、クリーニング店(取次ぎ店に限る。)、職業訓練所、自動車教習所、納骨堂、温室、動物病院、新聞販売所、採血センター、場外馬券売場、モデル住宅、コミュニティーセンター、体育館、レンタルルーム、水族館、レンタルショップ(物品販売を伴わないものに限る。)、児童館、放課後	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業とは、一定の目的と計画とに基づいて同種の行為を反復継続して行うことをいう。 2 住宅は、本項に含まれないものであること。 3 観覧席(小規模な選手控席を除く。)を有しない体育館は本項に該当するものであること。 4 異性同伴(休憩のみもの)、宿泊又は飲食等を伴わないレンタルルームは、本項に該当するものであること。 5 ショールーム、PRセンター等は、次の全てに該当する場合にあっては、本項に該当するものであること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 特定の企業の施設であり、当該企業の製品のみを展示陳列するもの (2) 販売を主目的としたものではなく、宣伝行為の一部として展示陳列するもの (3) 不特定多数の者の出入りが極めて少ないもの 6 アダルトビデオレンタルショップについては、(2)項ハに該当するものであり、物品販売を伴うレンタルショップについては、(4)項に該当するものであること。 7 納骨堂については、神社、寺院等と同一敷地内に建築されるものについては、(11)項とする。

		<p>児童クラブ、簡易児童館、駐輪場、はり灸院、屋内ゲートボール場(観覧席がないもの)、ミニゴルフ場、車検場、接骨院、エステサロン、コインランドリー、荷捌き場</p>	
(16)項イ	<p>本項の防火対象物は、複合用途防火対象物のうち、その一部に特定防火対象物((16)項イ及び(16の2)項を除く。)の用途を含むものをいう。</p>		
(16)項ロ	<p>本項の防火対象物は、複合用途防火対象物のうち、その一部に特定防火対象物((16)項イ及び(16の2)項を除く。)の用途を含まないものをいう。</p>		
(16の2)項	<p>法第8条の2第1項で定義されているため省略</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 地下道に連続して面する店舗、事務所等の地下工作物施設が存する下層階に設けられ、かつ、当該部分から階段等に通じている駐車場は、地下街に含まれるものであること。 2 地下街の地下道は、店舗、事務所等の施設の各部分から歩行距離20メートル(20メートル未満の場合は当該距離)以内の部分を床面積に算入するものであること。ただし、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は煙感知器の作動と連動して閉鎖する方式の特定防火設備がある場合は、当該特定防火設備の部分までとする。 3 地下街の同一階層の地下鉄道部分(出札室、事務室等)は地下街に含まれないものであること。

<p>(16の3)項</p>	<p>政令別表第1で定義されているため省略</p>		<p>準地下街の範囲は次のとおりとすること。</p> <ol style="list-style-type: none">1 地下道の部分については、準地下街を構成する店舗、事務所等の各部分から歩行距離10メートル(10メートル未満の場合は当該距離)以内の部分とすること。2 建築物の地階については、準地下街となる地下道の面積範囲に接して建築物の地階等が面している場合、当該開口部から準地下街を構成する建築物の地階等の開口部までの歩行距離20メートルを超える場合は、当該建築物の地階等は、含まないものであること。3 建築物の地階が建基政令第123条第3項第1号に規定する附室を介してのみ地下道と接続している建築物の地階は含まないものであること。4 準地下街を構成する建築物の地階等の部分が相互に政令第8条の床又は壁で区画されており、地下道に面して開口部を有していないものについては、それぞれ別の防火対象物として取り扱うものであること。5 地下鉄道施設の部分については、鉄道の地下駐車場の改札口内の区域及び改札口外であって、当該部分が耐火構造の壁又は常時閉鎖式若しくは煙感知連動閉鎖式(2段降下式のものを含む。)の特定防火設備で区画されている部分は、当該用途の「建築物」及び「地下道」としては取り扱わないものであること。
----------------	---------------------------	--	---

<p>(17) 項</p>	<p>本項の防火対象物は、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品の保存に関する法律（昭和 8 年法律第 43 号）の規定によって重要美術品として認定された建造物をいう。</p>	<p>静岡浅間神社、久能山東照宮、臨濟寺、靈山寺等</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 重要文化財とは、建造物、絵画、彫刻、工芸品、書籍、典籍、古文書その他の有形（無形省略）の文化的所産でわが国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料のうち重要なもので文部科学大臣が指定したものをいう。 2 国宝とは、重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいなき国民の宝たるものとして文部科学大臣が指定したものをいう。 3 重要有形民俗文化財とは、衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家具その他の物件でわが国民の生活の推移のため欠くことのできないものとして文部科学大臣が指定したものをいう。 4 史跡とは、貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で、わが国にとって歴史上又は学術上価値の高いものをいう。 5 重要な文化財とは、重要文化財、重要民俗文化財及び史跡以外の文化財のうち重要なものとして、その所在する地方公共団体が指定したものをいう。 6 本項の防火対象物は、建築物に限られるものではなく、建造物とは土地に定着する工作物一般を指し、建築物、独立した門塀等が含まれるものであること。
<p>(18) 項</p>	<p>アーケードとは、日よけ、雨よけ又は雪よけのため路面上に相当の区間連続して設けられる公益上必要な構築物、工作物その他の施設をいう。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 夏季に仮設的に設けられる日よけは、本項に含まれないものであること。 2 延長は屋根の中心線で測定するものであること。
<p>(19) 項</p>	<p>本項は、市町村長の指定する山林をいう。</p>		<p>山林とは、山岳山林に限らず森林、原野及び荒蕪地が含まれるものであること。</p>

<p>(20) 項</p>	<p>省令第5条で定義されているため省略</p>		<ol style="list-style-type: none">1 船舶安全法第2条第1項の規定が適用されない船舶のうち、次のものが本項に含まれる。<ol style="list-style-type: none">(1) 災害発生時にのみ使用する救難用の船舶で国又は地方公共団体の所有するもの(2) 係船中の船舶(3) 告示（昭和49年運輸省告示第353号）で定める水域のみを航行する船舶2 船舶安全法第32条によって同法第2条第1項の規定の適用を受けない政令で定める総トン数20トン未満の漁船は、専ら本邦の海岸から20海里（昭和55年4月1日から12海里）以内の海面又は内水面において従業するものであること（船舶安全法第32条の漁船の範囲を定める政令（昭和49年政令第258号））3 鉄道営業法に基づく、鉄道運転規則（昭和62年運輸省令第15号）第51条で定める消火器を備え付けなければならない場所は、機関車（蒸気機関車を除く。）、旅客車及び乗務係員が執務する車室を有する貨物車であること。4 鉄道営業法に基づく新幹線鉄道運転規則（昭和39年運輸省令第71号）第43条で定める消火器を備え付けなければならない場所は、運転室及び旅客用の電車の客室又は通路であること。5 軌道法に基づく軌道運転規則（昭和29年運輸省令第22号）第37条に定める消火用具を備え付けなければならない場所は、車両（蒸気機関車を除く。）の運転室又は客扱い若しくは荷扱いのため乗務する係員の車室であること。6 軌道法に基づく無軌条電車運転規則（昭和25年運輸省令第92号）第26条に定める消火器を備え付けなければならないものは、全ての車両であること。7 道路運送車両法に基づく道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第47条に定める消火器を備えなければならない自動車は、次のとおりである。
---------------	--------------------------	--	---

- | | | |
|--|--|---|
| | | <ul style="list-style-type: none">(1) 火薬類（火薬にあつては5キログラム、猟銃雷管にあつては2,000個、実砲、空砲、信管又は火管にあつては200個をそれぞれ超えるものをいう。）を運送する自動車（被けん引自動車を除く。）(2) 消防法別表に掲げる数量以上の危険物を運送する自動車（被けん引自動車を除く。）(3) 道路運送車両の保安基準別表第1に掲げる数量以上の可燃物を運送する自動車（被けん引自動車を除く。）(4) 150キログラム以上の高圧ガス（可燃性ガス及び酸素に限る。）を運送する自動車（被けん引自動車を除く。）(5) 前各号に掲げる火薬類、危険物、可燃物又は高圧ガスを運送する自動車をけん引するけん引自動車(6) 放射性物質等車両運搬規則（昭和52年運輸省令第33号）第3条に規定する放射性輸送物（L型輸送物を除く。）若しくは同第9条に規定する核分裂性移送物を運送する場合又は同第30条の規定により運送する場合に使用する自動車(7) 乗車定員11人以上の自動車(8) 乗車定員11人以上の自動車をけん引するけん引自動車(9) 幼児専用車 |
|--|--|---|

運用にあたっては、「消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について」（平成21年3月31日付け消防予第131号）、「消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について」（平成26年3月14日付け消防予第81号）及び「「消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について」通知の取扱いについて」（平成26年9月8日付け26静消消査第1322号）に留意されること。